

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金交付要綱

令和3年12月17日

伊予市告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における小児科診療所の新規開業を促進するため、市が予算の範囲内で伊予市小児科新規開業促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則(令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法(昭和23年法律第201号)第2条に規定する医師免許を受けた者をいう。
- (2) 医療法人 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 小児科 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ニ(1)に規定する小児科の診療科をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、医療法人又は直近の勤務先が小児科の医療機関である医師で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 伊予市立地適正化計画(平成29年伊予市告示第37号)に定める都市機能誘導区域内に診療所を開業すること。
- (2) 診療所の開業後10年以上診療を継続する意志があること。
- (3) 補助金の交付申請時において、医師の年齢が65歳以下であること。
- (4) 本市が実施する健康診査及び地域医療に関する事業に協力すること。
- (5) 一般社団法人伊予医師会(次号において「医師会」という。)に加入する

こと。

(6) 医師会が開設する休日診療所の小児科の診療に協力できること。

(7) この補助金に類する他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 市長は、公益性その他の事由を勘案し、特に必要と認めた場合は、前項の要件を満たさない者であっても補助対象者とするすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、4千万円を上限とする。この場合において、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は1回限りとする。ただし、診療所の新築、設備の増設その他の事由があり、市長が適当と認める場合は、その交付総額が4千万円を超えない範囲で、補助金を複数回交付することができる。

(補助対象者の選定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、診療所の開業計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議の結果、適当と認めたときは補助金の交付候補者として選定するものとする。

3 前項の規定により選定する者の数は、1とする。

(交付申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請は、市長が別に定める日までに、様式第1号により行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 診療に従事する者の医師免許証の写し

(2) 補助対象者が個人の場合にあっては履歴書、法人の場合にあっては現在事項全部証明書

(3) 診療所の敷地の平面図及び周辺の見取図

(4) 診療所の建物の平面図

(5) 補助対象経費に係る見積書その他の金額が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請内容についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(交付決定)

第8条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の変更等承認申請)

第9条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。

2 規則第9条第2項に規定する通知は、様式第4号により行うものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業の完了の日の翌日から起算して30日以内に様式第5号に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し

(2) 診療所の外観写真

(3) 診療所開設届出書の写し又は開設届出済証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条に規定する通知は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第7号により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が診療所の開業後10年以内に自己の都合により当該診療所を廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、その理由が医師（医療法人に所属する医師を除く。）の病気、死亡その他やむを得ない事情である場合は、この限りでない。

2 規則第16条及び前項の規定による補助金の交付決定の取消しの通知は、様式第8号により行うものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第17条第1項に規定する通知は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分)

第16条 規則第18条ただし書に規定する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、同条第2号に規定する機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるものとする。

2 市長は、補助対象者が規則第18条本文の承認を受け財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第17条 補助対象者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月17日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
診療所の新規開業に要する次の経費（消費税及び地方消費税の額を除く。） (1) 土地の取得費 (2) 建物の取得費、改修費及び建設費 (3) 償却資産（医療機器その他診療に必要と認められる備品に限る。）の購入費 (4) その他、開業に係る初期投資費用で、市長が必要と認めるもの

様式第1号（第7条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

(1) 土地の取得費	円
(2) 建物の取得費等、改修費及び建設費	円
(3) 償却資産の購入費	円
(4) その他、開業に係る初期投資費用	円
合計	円

2 医療機関の概要

名称	
所在地	
開設者氏名	
診療科目	
小児科の診療日及び診療時間	
小児科医師数	人（常勤 人・非常勤 人）
開業予定日	年 月 日
その他の特記事項	

様式第2号（第8条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金交付決定通知書

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



年 月 日申請のあった伊予市小児科新規開業促進事業費補助金
について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 伊予市補助金等交付規則及び伊予市小児科新規開業促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更は除く。
- (4) 補助事業の完了の日（診療所を開設した日）の翌日から起算して30日以内に、必要書類を添付して実績報告書を提出すること。
- (5) 要綱に基づく市長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の決定後においても交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。
- (6) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して10年間保管すること。

様式第3号（第9条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助金について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請の区分 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 内容

(変更・中止・廃止)しようとする事項	変更しようとする場合は、その内容	
	変更前	変更後

注 変更しようとする場合は、変更に関わる書類（建物の平面図等）を添付すること。

3 理由

4 補助申請額（変更しようとする場合に限る。）

変更前 金 円

変更後 金 円

第4号様式（第9条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付で申請のあった伊予市小児科新規開業促進事業費補助金の（変更・中止・廃止）について、次のとおり承認することとしたので通知します。

1 承認内容

2 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

様式第 5 号（第 11 条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助金に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

（注）記載事項については、様式第 1 号の記に準ずるものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業に係る領収書その他の支出証拠書類の写し
- (2) 診療所の外観写真
- (3) 診療所開設届出書の写し又は開設届出済証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 12 条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで実績報告のあった伊予市小児科新規開業促進事業費補助金について、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第7号（第13条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金請求書

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 号で補助金交付決定額確定の通知があった
伊予市小児科新規開業促進事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第 8 号（第 14 条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付伊予市指令第 号により補助金の交付を決定した伊予市小児科新規開業促進事業費補助金について、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

様式第9号（第15条関係）

伊予市小児科新規開業促進事業費補助金返還命令書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで交付した伊予市小児科新規開業促進事業費補助金について、次のとおり返還を命じる。

1 補助金の交付額等

交付日 年 月 日

交付額 金 円

2 返還を命じる額

金 円

3 返還期限

年 月 日

4 返還を命じる理由